

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島海区漁業調整委員会
福島海区漁業調整委員会運営規程の一部を改正する規程 一
- 福島海区漁業調整委員会
福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程 一
- 福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程 二
- 福島県内水面漁場管理委員会
福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部を改正する規程 二
- 福島県内水面漁場管理委員会
福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程 三
- 福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程 三

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会告示第一号

福島海区漁業調整委員会運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十八年二月二十六日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳 弘

福島海区漁業調整委員会運営規程の一部を改正する規程

福島海区漁業調整委員会運営規程（昭和三十五年福島海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。
第十二条第一項第三号中「不服申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十二号）の規定による開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定（以下「決定」という。）についての不服申立てであつてこの規程の施行の日前にされた決定に係るものについての改正後の福島海区漁業調整委員会運営規程第十二条第一項第三号の規定の適用については、なお従前の例による。

福島海区漁業調整委員会告示第二号

福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十八年二月二十六日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳 弘

福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成七年福島海区漁業調整委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。
様式第六号、様式第七号、様式第十一号、様式第十四号、様式第十五号、様式第二十一号及び様式第二十二号中「60日」を「3か月」と、「異議申立て」を「審査請求」と、「決定日」を「裁決日」と、「決定の日」を「裁決の日」と改める。
様式第二十五号中「答する不服申立て」を「対する審査請求」と、「不服申立てに係る」を「審査請求に係る」と、「不服申立ての内容」を「審査請求の内容」と改める。

附 則

- 1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第一百十号。以下「整備条例」という。）第五条の規定による改正前の福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号。以下「改正前の条例」という。）第十五条第二項、第二十一条第二項若しくは第二十一条の七第二項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等（以下これらを「処分」という。）又は改正前の条例第十一条第一項、第十九条第一項若しくは第二十一条の四第二項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下これらを「請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつて整備条例の施行の日前にされた処分又は整備条例の施行の日前にされた請求に係る不作為に係るものについての改正後の福島海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第二条第三項第七号及び第二十一号、様式第十一号並びに様式第二十五号の規定の適用については、改正後の規程第二条第三項第七号中「条例第二十二條の三」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第一百十号。以下この項において「整備条例」という。）附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第五条の規定による改正前の条例第二十

二条の三」と、改正後の規程第二条第三項第二十一号中「条例第二十二條の二」とあるのは「整備条例附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第五条の規定による改正前の条例第二十二條の二」と、改正後の規程様式第十一号中「第22條の3」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第5條の規定による改正前の福島県個人情報保護条例第22條の3」と、「3か月」とあるのは「60日」と、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁法」とあるのは「決定」と、「改正後の規程様式第二十五号中「対する審査請求」とあるのは「対する不服申立て」と、「福島県個人情報保護条例第22條第1項」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第5條の規定による改正前の福島県個人情報保護条例第22條第1項」と、「審査請求に係る」とあるのは「不服申立てに係る」と、「審査請求の内容」とあるのは「不服申立ての内容」とある。

福島海区漁業調整委員会告示第三号

福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月二十六日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳 弘

福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（平成二十七年福島海区漁業調整委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

様式第三号、様式第四号及び様式第九号中「60日」を「3か月」と、「異議申立て」を「審査請求」と、「決定が」と「裁法が」と、「決定の日」と「裁決の日」と改める。様式第十号中「対する不服申立て」と「対する審査請求」と、「不服申立ての内容」を「審査請求の内容」と改める。

附 則

- この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下「整備条例」という。）第六條の規定による改正前の福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号。以下「改正前の条例」という。）第十一條第一項若しくは第二項の決定（以下「開示決定等」という。）又は改正前の条例第五條の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつて整備条例の施行の日前にされた開示決定等又は整備条例の施行の日前にされた開示請求に係る不作為に係るものについての改正後の福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第七

條第四項、第十一條、様式第九号及び様式第十号の規定の適用については、改正後の規程第七條第四項中「条例第二十一條」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下この項及び第十一條において「整備条例」という。）附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第六條の規定による改正前の条例第二十一條」と、改正後の規程第十一條中「条例第二十條」とあるのは「整備条例附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第六條の規定による改正前の条例第二十條」と、改正後の規程様式第九号中「第21條」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第6條の規定による改正前の福島県情報公開条例第21條」と、「3か月」とあるのは「60日」と、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁法」とあるのは「決定」と、「改正後の規程様式第十号中「対する審査請求」とあるのは「対する不服申立て」と、「福島県情報公開条例第19條第1項」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第5項の規定による改正前の福島県情報公開条例第19條第1項」と、「審査請求の内容」とあるのは「不服申立ての内容」とする。

福島県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会告示第三号

福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月二十六日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 羽 染 忠

福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部を改正する規程

福島県内水面漁場管理委員会運営規程（昭和五十九年福島県内水面漁場管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

附 則

- この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号）の規定による開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定（以下「決定」という。）についての不服申立てであつてこの規程の施行の日前にされた決定に係るものについての改正後の福島県内水面漁場管理委員会運営規程第十二條第一項第二号の規定の適用については、なお従前の例による。

福島県内水面漁場管理委員会告示第四号

福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月二十六日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 羽 染 忠

福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成二十七年福島県内水面漁場管理委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

様式第六号、様式第七号、様式第十一号、様式第十四号、様式第十五号、様式第二十一号及び様式第二十二号中「60日」を「3か月」と、「異議申立て」を「審査請求」と、「決定が」「裁決が」を「決定の日」と改める。

様式第二十五号中「対する不服申立て」を「対する審査請求」と、「不服申立てに係る」を「審査請求に係る」と、「不服申立ての内容」を「審査請求の内容」と改める。

附 則

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第一百十号。以下「整備条例」という。）第五条の規定による改正前の福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号。以下「改正前の条例」という。）第十五条第二項、第二十一条第二項若しくは第二十一条の七第二項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等（以下これらを「処分」という。）又は改正前の条例第十一条第一項、第十九条第一項若しくは第二十一条の四第二項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下これらを「請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつて整備条例の施行の日前にされた処分又は整備条例の施行の日前にされた請求に係る不作為に係るものについての改正後の福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第二条第三項第七号及び第二十一号、様式第十一号並びに様式第二十五号の規定の適用については、改正後の規程第二条第三項第七号中「条例第二十二條の三」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第一百十号。以下この項において「整備条例」という。）附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第五條の規定による改正前の条例第二十二條の三」と、改正後の規程第二条第三項第二十一号中「条例第二十二條の二」とあるのは「整備条例附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第五條の規定による改正前の条例第二十二條の二」と、改正後の規程様式第十一号中「第22條の3」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第5條の規定による改正前の福島県個人情報保護条例第22條の3」と、「3か月」を「60日」と、「審査請求」を「異議申立て」と改める。

と、「裁決」とあるのは「決定」と、改正後の規程様式第二十五号中「対する審査請求」とあるのは「対する不服申立て」と、「福島県個人情報保護条例第22條第1項」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第5條の規定による改正前の福島県個人情報保護条例第22條第1項」と、「審査請求に係る」とあるのは「不服申立てに係る」と、「審査請求の内容」とあるのは「不服申立ての内容」とする。

福島県内水面漁場管理委員会告示第五号

福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月二十六日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 羽 染 忠

福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（平成二十二年福島県内水面漁場管理委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

様式第三号、様式第四号及び様式第九号中「60日」を「3か月」と、「異議申立て」を「審査請求」と、「決定が」「裁決が」を「決定の日」と改める。様式第十号中「対する不服申立て」を「対する審査請求」と、「不服申立ての内容」を「審査請求の内容」と改める。

附 則

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第一百十号。以下「整備条例」という。）第六条の規定による改正前の福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号。以下「改正前の条例」という。）第十一条第一項若しくは第二項の決定（以下「開示決定等」という。）又は改正前の条例第五条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつて整備条例の施行の日前にされた開示決定等又は整備条例の施行の日前にされた開示請求に係る不作為に係るものについての改正後の福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第七条第四項、第十一条、様式第九号及び様式第十号の規定の適用については、改正後の規程第七条第四項中「条例第二十一條」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第一百十号。以下この項及び第十一条において「整備条例」という。）附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第六條の規定による改正前の条例第二十一條」と、改正後の規程第十一条中「条例第二十條」とあるのは「整備条例附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第六條の規定による改正前の条例第二十條」と改める。

及び改正後の規程様式第九号中「第21条」及び「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第6条の規定による改正前の福島県情報公開条例第21条」及び「3か月」及び「60日」及び「審査請求」及び「異議申立て」及び「裁決」及び「決定」及び改正後の規程様式第七号中「対する審査請求」及び「対する不服申立て」及び「福島県情報公開条例第19条第1項」及び「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成27年福島県条例第110号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第6条の規定による改正前の福島県情報公開条例第19条第1項」及び「審査請求の内容」及び「不服申立ての内容」である。